

平成26年度

# 研究出版助成募集要項

公益財団法人 日本証券奨学財団

# 平成26年度研究出版助成募集要項

平成26年4月10日

公益財団法人日本証券奨学財団

## 1. 趣旨

この助成金は、学術の研究に従事している者に対し、その研究調査の成果公表等に係る出版費用の助成を行い、もって学術の振興を図り、社会と福祉に寄与することを目的として給付する。

## 2. 助成対象

### (1) 助成対象者

助成の対象となる者は、以下のとおりとする。

- ① 大学において学術の研究調査に従事している55歳以下の個人又はこれらの方々を代表者とするグループを対象とする。

なお、グループは複数の研究機関にまたがってもよい。また、代表者又はこれに準ずる者の年齢は55歳超であってもよい。大学院学生は、博士課程又は博士後期課程に限り共同研究者になることができる。

- ② 証券会社及び金融機関等のグループ並びに民間研究機関の研究者を対象とする。

### (2) 助成対象分野

助成の対象となる分野は、証券金融経済分野を対象とする。

(注) 証券金融経済分野とは、証券、金融、財務・会計、企業・経営、法律経済の各分野とする。

### (3) 選定対象期間

当年度の1年間(4月～3月)に出版又は出版を予定する事案とする。

### (4) 必須条件

研究が完成しており、完成原稿があるものとする。

## 3. 助成金の額等

助成金の総額は300万円とし、研究出版1件当たり50万円から100万円程度とする。

#### 4. 申請の手続

##### (1) 申請の書類

助成金の申請に係る提出書類は、以下の本財団の所定申請書類（紙文書）2部（正本・副本）とする。ただし、副本は、CD等の電子媒介メディアに記録した電子文書とする。

（提出に係る所定申請書類）

- ① 「研究出版助成申請書」 1部
- ② 助成を受ける著書の要約（1000字程度、A4版・様式自由） 1部
- ③ 完成原稿（OA機器等の出力によるもの） 1部
- ④ 出版社からの出版証明書（見積書添付する。） 1部

（注）1. 申請書類は、本財団ホームページの電子ファイル版を使用することができる。ただし、これらの電子ファイルから申請書類を作成する場合、ページ構成、記入項目等、すべて原本どおりに作成する。

2. 提出された書類等は、一切返却しない。

##### (2) 申込の期間

平成26年6月1日（日）から9月30日（火）（必着）までとする。

#### 5. 助成金給付の決定及び通知

##### (1) 助成金給付の選定・決定

助成金給付の選定審査は、研究調査助成選定委員会において行い、その選定結果を踏まえ理事会が決定する。

なお、申請書の選定審査にあたり、同委員会において必要と認めた場合は、研究出版の実施計画等について説明を求めることがある。

##### (2) 助成金給付決定の通知

理事長は、理事会の決定結果を受け、11月上旬頃書面により申請者に通知する。

##### 〔研究調査助成選定委員会委員〕

- |        |       |                      |          |
|--------|-------|----------------------|----------|
| (委員長)  | 佐賀 卓雄 | (公財)日本証券経済研究所        | 理事兼主任研究員 |
| (副委員長) | 田中 素香 | 中央大学経済学部             | 教授       |
| (委員)   | 神作 裕之 | 東京大学大学院法学政治学研究科      | 教授       |
|        | 北川 哲雄 | 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 | 教授       |
|        | 忽那 憲治 | 神戸大学大学院経営学研究科        | 教授       |
|        | 須藤 時仁 | 獨協大学経済学部             | 教授       |
|        | 渡部 亮  | 法政大学経済学部             | 教授       |

## 6. 助成金給付の時期

助成金は、本財団所定の誓約書の提出を受けた後、当年度において刊行報告の届出を受理したときに助成金受給者に給付する。

## 7. 助成金受給者の義務

- (1) 助成金受給者は、研究出版助成金対象の出版物（以下「助成本」という。）については、「公益財団法人日本証券奨学財団（The Japan Securities Scholarship Foundation）の助成金を受けた」旨を明記する。
- (2) 助成金受給者は、助成本が本財団に承認された出版助成期限までに刊行したとき、速やかに本財団所定書式により届け出なければならない。
- (3) 助成金受給者は、本財団に届け出た出版社に対し、助成本の出版代金を支払った際に当該出版社が発行する領収書の写しを速やかに提出する。
- (4) 助成金受給者は、助成本が刊行した際に納品書の写しを本財団に提出し、あわせて助成本のうち2部を寄贈する。また、本財団のホームページに助成本に関して所定の公開情報を掲示することに同意する。
- (5) 助成金受給者は、本財団に承認された出版助成期限までに助成本が刊行できなかったとき、助成本の内容を大幅に変更するとき及び出版社を変更するとき等は、本財団所定書式により速やかに報告しなければならない。

以上

### 個人情報の取扱いについて

申請書類に記載された個人情報は、本財団の研究出版助成データベースに登録され、研究調査助成選定委員会での審査及び選定結果の通知に限定して利用されます。また、選定された研究内容及びその成果は、本財団のホームページ等で公開されます。

### 公益財団法人 日本証券奨学財団

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番13号

第三証券会館ビルディング 6階

電話 (03) 3664-7113

FAX (03) 3662-1607

URL <http://www.jssf.or.jp>

E-mail : [ac.res.grants@jssf.or.jp](mailto:ac.res.grants@jssf.or.jp)